九四五MHzを超え九五〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五五デシベル以下の値	
九五〇MHzを超え九五八MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五四デシベル以下の値	
九五八MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五八デシベル以下の値	
一、〇〇〇MHzを超え一、二一五MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）四八デシベル以下の値	
一、二一五MHzを超え一、八八四・五MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）四七デシベル以下の値	
一、八八四・五MHzを超え一、九一九・六MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）五五デシベル以下の値	
一、九一九・六MHzを超えるもの	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）四七デシベル以下の値	

第四十九条の九第一号中「九五四MHz」を「九五六・四MHz」に改め、同号ハ中「九五三・八MHz」を「九五六・二MHz」に改める。

第四十九条の十四第六号及び第七号中「九五五MHz」を「九五七・六MHz」に、「筐体」を「空中線系を除く高周波部及び変調部」に改め、同号ハ中「九五四・八MHz」を「九五七・四MHz」に、「三とする」を「五とする」に改める。

第四十九条の十四第八号中「九五〇MHzを超え九五六MHz」を「九五〇・八MHzを超え九五七・六MHz」に改め、同号イ中「筐体」を「空中線系を除く高周波部及び変調部」に改め、同号ハ中「九五五・六MHz」を「九五七・四MHz」に、「三とする」を「五とする」に改める。

第五十四条中第五号を第六号とし、同号の前に次の一号を加える。

五　九五〇MHz帯の周波数の電波を使用するもの

イ　空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。

ロ　送信空中線は、その絶対利得が三デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得三デシベルの送信空中線に二五〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

ハ　無線チャネルは、単位チャネル（中心周波数が、九五二・二MHz以上九五六・二MHz以下の周波数のうち九五二・二MHz又は九五二・二MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二〇〇kHzのチャネルをいう。ヘ並びに別表第二号第55及び別表第三号24(3)において同じ。）を一又は二以上同時に使用するものであること。

ニ　総務大臣が別に告示する技術的条件に適合する送信時間制限装置及びキャリアセンスを備え付けていること。

ホ　無線チャネルの両端における電力は、四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。ヘにおいて同じ。）以下であること。

ヘ　無線チャネルに隣接する単位チャネルにおける送信装置の隣接チャネル漏えい電力は、（一）五デシベル以下であること。

ト　応答のための装置からの電波を受信できること。

別表第一号注34(1)中「954MHz」を「956.4MHz」に改め、同(2)中「955MHz」を「957.6MHz」に改め、同注34に次のように加える。

(4)　952MHzを超え956.4MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備

別表第二号第8中「954MHz」を「956.4MHz」に改め、同表に次のように加える。

第55　952MHzを超え956.4MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、200n　kHzとする。

注　nは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数とする。

別表第三号22中「950MHzを超え956MHz」を「950.8MHzを超え957.6MHz」に改め、同表24を次のように改める。

24　952MHzを超え956.4MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局又は簡易無線局及び952MHzを超え957.6MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)　952MHzを超え956.4MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局

周波数帯	不要発射の強度の許容値
715MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が−36dB（1mWを0dBとする。以下この表並びに(2)及び(3)の表において同じ。）以下の値
715MHzを超え945MHz以下	任意の1MHzの帯域幅における平均電力が−61dB以下の値
945MHzを超え950MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が−61dB以下の値
950MHzを超え952MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が−39dB以下の値
952MHzを超え956.4MHz以下（無線チャネルの中心周波数からの離調が200＋100（n−1）kHz以下を除く。）(注)	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が−29dB以下の値
956.4MHzを超え958MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が−39dB以下の値
958MHzを超え1,000MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が−61dB以下の値